



# 山形県公報

平成15年9月26日(金)  
第1478号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....(健康福祉企画課)...1125  
 種畜証明書の交付.....(生産流通課)... 同  
 県営土地改良事業計画の変更.....(庄内総合支庁農村計画課)...1126  
 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....(都市計画課)... 同  
 同.....( 同 )... 同  
 道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)...1127  
 同.....( 同 )... 同  
 同.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)... 同  
 建設業者に対する営業停止の処分.....(庄内総合支庁建設総務課)...1128

### 公 告

一般競争入札の公告.....(消防防災課)... 同  
 県営住宅入居者の一般公募.....(村山総合支庁建築課)...1129  
 同.....(村山総合支庁北村山総務建築課)...1131  
 同.....(庄内総合支庁建築課)...1133  
 特定調達契約に係る落札者の公告.....(教育委員会)...1136

## 告 示

### 山形県告示第889号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年9月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程(昭和42年7月県告示第697号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「年0.3パーセント」を「年0.275パーセント」に、「年0.6パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成15年8月13日から適用する。
- 平成15年8月13日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第890号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成15年9月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 証明書<br>番号             | 家畜の<br>種類 | 品<br>種 | 名<br>前 | 飼<br>養<br>者           |                   |
|-----------------------|-----------|--------|--------|-----------------------|-------------------|
|                       |           |        |        | 住<br>所                | 名<br>称            |
| 平 15<br>山形地臨<br>第 1 号 | 牛         | 黒毛和種   | 徳次郎    | 新庄市大字鳥越字一本松<br>1076番地 | 山形県農業研究研<br>修センター |

## 山形県告示第891号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営鶴の里地区土地改良(ため池等整備)事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年9月26日

山形県知事 高橋和雄

- 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良(鶴の里地区ため池等整備)事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
羽黒町役場  
楡引町役場  
朝日村役場
- 縦覧に供する期間  
平成15年9月29日から同年10月28日まで
- その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第892号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成15年9月26日

山形県知事 高橋和雄

- 組合の名称  
天童市天童南部土地区画整理組合
- 事務所の所在地  
天童市長岡北一丁目1番16号
- 設立認可の年月日  
平成5年12月17日
- 変更認可の年月日  
平成15年9月26日

## 山形県告示第893号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成15年9月26日

山形県知事 高橋和雄

- 組合の名称  
鶴岡市遠賀原土地区画整理組合
- 事務所の所在地  
鶴岡市大字遠賀原字高間々91番地1
- 設立認可の年月日  
平成13年6月12日
- 変更認可の年月日

平成15年9月26日

## 山形県告示第894号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年9月26日から同年10月9日まで縦覧に供する。

平成15年9月26日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 舟形大蔵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|--------------------|---|------|----------|--------|
| 最上郡舟形町舟形字大堀542番3から |   | 旧    | 35.0メートル | 19メートル |
| 同 上まで              |   |      | 33.3     |        |
| 同                  | 上 | 新    | 31.8メートル | 同上     |
|                    |   |      | 30.0     |        |

## 山形県告示第895号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年9月26日から同年10月9日まで縦覧に供する。

平成15年9月26日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|--------------------|---|------|----------|--------|
| 最上郡舟形町堀内字瀬脇向91番2から |   | 旧    | 18.6メートル | 42メートル |
| 同 93番まで            |   |      | 11.3     |        |
| 同                  | 上 | 新    | 26.5メートル | 同上     |
|                    |   |      | 11.3     |        |

## 山形県告示第896号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年9月26日から同年10月9日まで縦覧に供する。

平成15年9月26日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                        | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|--------------------------|---|------|----------|---------|
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字下岡道下143番地3から |   | 旧    | 23.6メートル | 199メートル |
| 同 字松元4519番地4まで           |   |      | 7.8      |         |
| 同                        | 上 | 新    | 23.6メートル | 同上      |
|                          |   |      | 9.6      |         |

## 山形県告示第897号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止を命じた。

平成15年9月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 処分をした年月日

平成15年9月19日

## 2 処分を受けた者

- (1) 商号 有限会社日本海重機建設
- (2) 主たる営業所の所在地 西田川郡温海町大字五十川丙120番地の6
- (3) 代表者の氏名 佐藤 悦子
- (4) 許可番号 山形県知事許可（般 - 11）第701105号

## 3 処分の内容

建設業の営業の全部について、平成15年10月1日から同月7日までの間の営業停止

## 4 処分の原因となった事実

有限会社日本海重機建設の元代表取締役が、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反したことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県防災行政通信ネットワーク保守点検業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成15年9月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁災害対策室（3階）
- (2) 日 時 平成15年10月9日（木）午後2時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県防災行政通信ネットワーク保守点検業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期限 平成16年2月27日（金）
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2の規定による認定を受けた第一種認定点検事業者又は第二種認定点検事業者であること。
- (3) 電波法施行令（平成13年政令第245号）第2条第3項第1号に規定する第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者又はそれと同等以上の資格者を有しており、現地作業に配置できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部危機管理室消防防災課防災係 電話番号023(630)2255

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれ

かに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書その他必要な書類(以下「証明書等」という。)を平成15年10月1日(水)午後4時までに提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、開札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この入札に係る説明会を平成15年9月30日(火)に実施する。なお、説明会に出席を希望する者は、説明会前日までに申し出ること。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (4) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続きの停止等があり得る。
- (5) 詳細については、入札説明書による。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年9月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地           | 規格   |                       | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            |                            |                            | 摘要     |              |     |
|--------------|---------------|------|-----------------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|--------------|-----|
|              |               | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積<br>平方メートル |      |     | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 |        | 敷金           |     |
| 県営南山形アパート4号  | 山形市南松原1-9-1   | 3K   | 39.9                  | 1    | 一般用 | 10,000          | 12,200                     | 14,400                     | 16,600                     | 16,600                     | 16,600                     | 16,600 | 3月分の家賃に相当する額 | 単身可 |
| 同 桜町アパート2号   | 同 桜町4-12-20   | 3DK  | 61.0                  | 1    | 同   | 20,300          | 24,700                     | 29,200                     | 33,700                     | 38,900                     | 38,900                     | 44,500 |              |     |
| 同 深町アパート3号   | 同 深町1-7-27    | 同    | 64.2                  | 1    | 同   | 23,000          | 27,900                     | 33,000                     | 38,000                     | 43,900                     | 43,900                     | 47,100 |              |     |
| 同 あたごアパート    | 同 小白川町5-27-15 | 3LDK | 71.9                  | 1    | 同   | 29,000          | 35,200                     | 41,600                     | 48,100                     | 55,500                     | 55,500                     | 63,700 |              |     |
| 同 土屋倉アパート1号  | 同 土屋倉1号       | 3DK  | 51.8                  | 1    | 同   | 12,900          | 15,700                     | 18,500                     | 21,400                     | 24,700                     | 24,700                     | 28,400 |              |     |
| 同 交り江アパート2号  | 同 交り江5-10-2   | 同    | 62.8                  | 1    | 同   | 17,500          | 21,300                     | 25,200                     | 29,100                     | 33,600                     | 33,600                     | 38,500 |              |     |
| 同 天童駅南アパート   | 同 天童駅南4-18-22 | 同    | 66.5                  | 1    | 同   | 22,800          | 27,600                     | 32,700                     | 37,700                     | 43,600                     | 43,600                     | 50,000 |              |     |
| 同 天童南部アパート2号 | 同 天童南部3-18-2  | 3LDK | 79.9                  | 1    | 同   | 29,500          | 35,800                     | 42,400                     | 48,900                     | 56,500                     | 56,500                     | 64,900 |              |     |
| 同 天童南部アパート4号 | 同 天童南部3-18-4  | 同    | 79.9                  | 1    | 同   | 29,900          | 36,300                     | 42,900                     | 49,500                     | 57,200                     | 57,200                     | 65,700 |              |     |
| 同 近江アパート1号   | 同 近江1-1       | 3DK  | 62.6                  | 1    | 同   | 18,200          | 22,100                     | 26,100                     | 30,100                     | 34,800                     | 34,800                     | 39,900 |              |     |
| 同 近江アパート1号   | 同 近江1-1       | 同    | 64.2                  | 1    | 同   | 18,600          | 22,600                     | 26,800                     | 30,900                     | 35,700                     | 35,700                     | 41,000 |              |     |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成15年10月3日から10月9日まで(10月6日(月)は休館日となります)(受付時間AM10:00~PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成15年10月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成15年12月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年9月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地          | 規格   |                | 公募戸数 | 区分                | 家賃              |                            |                            |                            | 敷金          | 摘要          |                            |
|------------|--------------|------|----------------|------|-------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|-------------|----------------------------|
|            |              | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積    |      |                   | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 |             |             | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 |
| 県営楯岡中町アパート | 村山市楯岡中町5-1   | 3DK  | 平方メートル<br>63.7 | 1    | 特定目的用<br>(障・身障者用) | 円<br>20,400     | 円<br>24,700                | 円<br>29,200                | 円<br>33,700                | 円<br>38,900 | 円<br>44,700 | 3月分の家賃に相当する額               |
| 同 楯岡中町アパート | 同            | 同    | 63.7           | 2    | 一般用               | 円<br>20,400     | 円<br>24,700                | 円<br>29,200                | 円<br>33,700                | 円<br>38,900 | 円<br>44,700 |                            |
| 同 尾花沢アパート  | 尾花沢市新町1-9-36 | 同    | 64.2           | 1    | 同                 | 円<br>19,600     | 円<br>23,800                | 円<br>28,200                | 円<br>32,500                | 円<br>37,600 | 円<br>43,100 |                            |



(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
  - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年10月3日(金)から10月9日(木)まで(10月6日(月)は休館日となります)(受付時間 AM10:00~PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成15年10月9日(木)までの消印のあるものに限りに有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 〒990-8580 山形市城南町一丁目16番1号(霞城セントラル22F) 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成15年12月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年9月26日

山形県知事 高橋和雄

1 県営住宅の名称等

| 名称          | 所在地            | 規格   |                       | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            |                            | 敷金     | 摘要           |                            |
|-------------|----------------|------|-----------------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|--------------|----------------------------|
|             |                | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積<br>平方メートル |      |     | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 |        |              | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 |
| 県営美原アパート2号B | 鶴岡市美原町19-28    | 3DK  | 77.0                  | 1    | 一般用 | 20,600          | 25,100                     | 29,600                     | 34,200                     | 39,500                     | 45,400 | 3月分の家賃に相当する額 |                            |
| 同 美原アパート3号A | 同 美原町19-23     | 2DK  | 40.5                  | 1    | 同   | 11,700          | 14,200                     | 16,800                     | 19,400                     | 22,400                     | 25,700 |              | 単身可                        |
| 同 城南アパート1号A | 同 城南町9-34      | 3DK  | 62.6                  | 1    | 同   | 18,400          | 22,400                     | 26,500                     | 30,500                     | 35,300                     | 40,500 |              |                            |
| 同 川南アパート5号  | 酒田市若宮町二丁目1-5   | 同    | 55.7                  | 1    | 同   | 13,600          | 16,500                     | 19,500                     | 22,600                     | 26,100                     | 29,900 |              |                            |
| 同 鳥海アパート2号B | 同 富士見町三丁目2-118 | 同    | 69.2                  | 1    | 同   | 23,300          | 28,300                     | 33,500                     | 38,700                     | 44,600                     | 51,300 |              |                            |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円（その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、茨を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年10月6日から同月10日まで（ただし、郵送の場合は、平成15年10月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 すまい情報センター庄内事務所

## 5 入居の時期 平成15年11月下旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年9月26日

山形県知事 高橋和雄

- 1 落札に係る役務の名称及び数量  
山形県立図書館電算システム開発(図書館電算システムソフトウェアの設計及び開発)業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県教育庁社会教育課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2870
- 3 落札者を決定した日 平成15年9月10日
- 4 落札者の名称及び所在地 日本電気株式会社山形支店 山形市諏訪町一丁目1番1号
- 5 落札金額 3,570,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成15年8月1日